

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

身体障害者手帳におけるハンドル形電動車いすの取扱いについて

標記については、平成15年10月14日付及び平成18年9月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室長名の事務連絡にて対応をお願いしているところであるが、今般、「ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究」(国土交通省)(別添参考①)を踏まえて、下記のとおり取り扱うことを国土交通省との協議の上決定したので、御了知の上、本対応が円滑に実施されるように管内市町村等へ周知するとともに、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、当該報告書については、国土交通省より、各地方運輸局等、旅客鉄道株式会社6社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付している(別添参考②)ので、念のため申し添える。

記

- 1 ハンドル形電動車いすの支給決定がされた際には、身体障害者手帳(補装具の欄)に「電動車いす(ハンドル形)」の記載(別添参考③)に努めていただきたい。
現在支給されている身体障害者手帳について、利用者からの申請があった場合も同様の措置をとられたい。
- 2 また、従前より平成18年9月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室長名の事務連絡(別添参考④)にて対応をお願いしているところであるが、そこで提示することとされている「補装具費支給決定通知書」においても「ハンドル形電動車いす」と明記していただくようお願いしたい。
- 3 なお、介護保険制度でハンドル形電動車いすが貸与されている者については、「介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について」(平成21年3月3日付老健局振興課事務連絡(別添参考⑤))のとおり取り扱うこととされたので了知されたい。

- 4 鉄道事業者による運用開始日は各鉄道事業者の状況により異なること、利用条件及び利用方法は各鉄道事業者の判断により要件が異なる場合もあることから、詳細については各鉄道事業者へ問い合わせること。

(参考)

- ①「交通バリアフリー技術規格調査研究 ハンドル形電動車いすの施設利用等に
係る調査研究 報告書」(概要版)(略)
- ②国土交通省通知(略)
- ③手帳様式(参考)
- ④平成 18 年 9 月 29 日付事務連絡(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長)
- ⑤平成 21 年 3 月 3 日付事務連絡(老健局振興課)(略)

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 社会参加支援係 時末・大下
TEL:03(5253)1111 内線 3006
FAX:03(3503)1237

					平成十九年十月二十四日	交付又は修理年月日	補 装 具 の 欄
					(電動車いす ハンドル形)	種類	
						取 扱 及 責 任 者 印	

身体障害者福祉法施行規則(第三条関係)別表第三号 第六～八面

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課地域生活支援室長

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴う「交通バリアフリー技術規格調査研究委員会報告書」に基づくハンドル形電動車いすの取扱いを踏まえた補装具費支給制度における対応について

補装具給付制度により交付を受けたハンドル形電動車いすの公共交通機関利用については、平成15年10月14日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室長名の事務連絡にて対応をお願いしているところであるが、今般、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条に関する規定（補装具費の支給）が平成18年10月1日から施行されることに伴い、次のとおり行うこととしたので、御了知の上、本対応が円滑に実施されるよう管内市町村等へ周知するとともに、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、用語等の形式的な改正を行っているものであり、平成15年10月14日付け事務連絡の趣旨が変更となるものではないことを申し添える。

1. 補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けた者が、鉄道駅を利用する場合においては、「補装具費支給決定通知書」（「補装具費支給事務取扱指針について」（平成18年9月29日障第0929006号。以下「指針」という。）別添様式例第7号）を提示するものとする。
2. 利用が可能となる鉄道駅については、エレベーターの設置等により段差が解消され1ルートが確保されているものであること。
ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者が最終的に判断することとなるので、留意すること。
なお、現行の鉄道事業者による取扱いを踏まえて、条件を緩和することが妨げられているわけではない。

3. 「補装具費支給決定通知書」を紛失した者については、当該者からの申し出により、市町村において「補装具費支給申請決定簿」（指針別添様式例第10号）の登載事項等を確認のうえ、別添様式の「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」を交付するものとする。

また、所得状況に係る情報が記載されている「補装具費支給決定通知書」に代わる書面の提示を希望する者から申し出があった場合についても、プライバシー保護の観点から同様の取扱いとすること。

これら「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」の交付を受けた者についても、1. と同様の取扱いとすること。

4. 市町村において「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」を交付する対象者については、3. に規定したとおりであるが、これには、介護保険制度により貸与されたハンドル形電動車いすを現に使用している者で、従前は、補装具給付制度によりハンドル形電動車いすの交付を受けていた者を含むものとする。

別添様式

ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条の規定により、ハンドル形電動車いすに係る補装具費を支給していることを証明する。

年 月 日

市町村長



殿

交付年月日

年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えないこと。